

世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議運営要綱(案)

令和3年9月7日

世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議決定

令和3年10月 日一部改正

世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議(以下、「会議」という。)の議事の手続きその他会議の運営に関しては、以下のとおりとする。

(座長)

第1条 会議に座長を置く。座長が不在の場合は、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事の公開等)

第2条 会議は原則として公開して行う。ただし、座長が、会議を公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合は会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省研究振興局大学研究基盤整備課及び高等教育局国立大学法人支援課(「事務局」という。)の定める手続により登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者(以下この条において「登録傍聴人」という。)は、座長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。

3 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。

4 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。

5 座長は、登録傍聴人が、第二項の規定による許可を受けず、若しくは第三項の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(会議資料の公開)

第4条 座長は、会議において配付した資料を公開しなければならない。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

第5条 座長は、会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、座長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。